

平成28年度 通常総会

議事録（正）

平成28年5月26日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 日 時 平成28年5月26日(木) 13時00分開会

17時42分閉会

2. 場 所 東京都新宿区西新宿8-1-3

ホテルローズガーデン新宿

別館ローズルーム

3. 構成員現在数 59名

4. 出席構成員数 構成員 : 59名

本人出席 : 23名

代理出席 : 2名

議決権行使者 : 26名

委任(代理人氏名) : 2名

文書未到着 : 6名

出席者合計 : 53名

過半数 : 30名

3分の2以上 : 40名

出席者名 23名

伊東(市来) 邦比古、岩井秀行、岡田一雄、小川幹雄、桂川潤次郎、加藤憲治、兒玉謙一郎、小柳 聰、崎山征雄、佐々木光一、佐藤壽晃、鈴木伸一、高田一郎、田中義清、筒 芳成、中川堅司、長谷川祥久、東野博一、間瀬勝一、南 知之、森 健輔、山田芳久、湯澤 薫

代理出席者名 2名 法人名 代表者名

戸田直人 (株) シアターワークショップ 伊東正示

小口純一 (株) 松村電機製作所 松村秀一

欠席者(議決権行使) 26名

阿部茂樹、伊藤安雄、木下素直、内田匡哉、近江哲郎、勝又英明、大野 頌、奥畑 康夫、軽部 淳、木村博行、古橋 祐、佐野吉彦、下園浩人、下出義一、為ヶ谷秀一、千葉英雄、浪花克治、西奈美博、福島洋志、福山純一、舟本幸人、丸茂正俊、森 幹雄、山下修二、山田厚士、吉井澄雄

欠席者(委任) 2名

伊藤久幸、草加 叔也

文書未到着 6名

清水裕之、西尾榮男、仁科和久、眞野 純、本杉省三、吉井澄雄

## 5. 議事次第

1) 開会

2) 議長選出

3) 議事録署名人選出

4) 審議事項

第1号議案 平成27年度事業報告承認の件

第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件

第3号議案 社員総会運営規則承認の件

第4号議案 理事の職務権限規程承認の件

(小休止予定)

第5号議案 監事規程承認の件

第6号議案 役員の報酬及び費用に関する規程承認の件

第7号議案 役員選任規程承認の件

第8号議案～第24号議案 理事、監事選出選挙

5) 休憩

6) 報告事項

第1号報告 平成28年度事業計画の報告の件

第2号報告 平成28年度収支予算の報告の件

7) 会長挨拶

8) 閉会

## 6. 議事の経過

1) 開会

定刻13時00分開会、佐藤専務理事より定足数の確認の前に、議案書、0ページの正会員名簿の以下の訂正の説明があった。

正会員C34番（株）四国舞台テレビ照明、山崎雅郎氏が4月にくも膜下出血で亡くなられた。

理事の山崎泰孝氏が2月29日に脳内出血で亡くなられた。

正会員C33番八幡泰彦氏が高齢の為、退会したいと家族から連絡があり、退会届が届けられた。

これにより、本日の正会員数は59名となると報告があった。

定款第19条の規程に従い定足数の確認をした。

開会の時点において、出席者数23名、議決権行使26名、代理出席者2名、委任数2名

合計 53 名の出席者数を確保し、過半数の 30 名以上の出席を確認し、社員総会の成立要件が満たされたことを専務理事が宣言し、開会した。

2) 議長選出

定款 18 条の規定により、森健輔会長を議長に選出。

3) 議事録署名人選出

定款第 24 条（議事録）第 2 項の規定に従い、加藤憲治氏、山田芳久氏を議事録署名人に選出、両氏はこれを受諾。

4) 議案の審議

議長より 4 月 1 日に改正、施行された新定款と新組織に関して下記の説明があった。

配付資料に記載されているように、平成 27 年 4 月 24 日、平成 27 年 8 月 28 日の第 25, 26 回定例理事会において定款改定の総括説明として中川定款改定規程改定作業部会委員長が報告した。

定款改定規程改定作業部会を開催し、その内容を持って 2016 年 6 月 17 日に公益法人協会を訪問しその指導をうけ、定款改定規程改定作業部会を続けて開催した。

その結果を持ち、2015 年 8 月 26 日に森会長、中川副会長、佐藤専務理事の 3 名で内閣府を訪問し指導を受けた。

内閣府の指導内容は、定款の内容は法的には問題がないが、用語の使用方法に問題があるという事で、法務局の指定する日本語の使用方法に基づいて前置詞の使い方、使用している漢字の指定等詳細を極め、修正箇所が多数あった。

内閣府からは総会で承認を取れているかの質問があり、既に内閣府に電子申請で昨年度の総会議事録を見せ、58 対 1 で賛成多数で承認を得た結果を伝えられた。

内閣府から反対意見の詳細の質問があり、昨年の総会で鈴木伸一氏が述べられた議事録に記載されている内容を説明した。

執行理事会運営委員会は JATET の独自規程で法的には問題ないが、執行理事、業務担当執行理事は決定しなくてはならないが、執行理事会は法的には義務はないので、会員の方は執行理事会に疑問を持つようであれば定款で規程しない方が良いとの指導を受けた。

定款上で特殊用件を記載すると、廃止したい時に廃止できなくなるので、定款はできる限り記載しない方が良いとの指導を受けた。

定款で規程する委員会の規程に従えば、執行理事会、運営委員会という委員会は成立するとの意見を受けた。組織図も問題ないが、縦に線を引いて組織を説明すると無意識に命令系統を示していると錯覚する方がいるので、委員会は理事会の単なる諮問機関に過ぎず、理事会の横位置を取り、下部組織とは直接線で結ばない方が良いとの助言であった。

通常は、総会、理事会、委員会、研究会という順の組織が多いが、部会といふものはどのような機関かという質問があり、劇場演出空間技術の専門分野の調査研究、規格を発行する JATET 特有な機関である事を説明した。

決議のできる機関は、総会と理事会なので、規程などを部会で決定しても、その内容は必ず理事会で審議し理事会の責任で議決するよう指導を受けた。

部会の並びも議事録の順と組織図の順が違うので規則性を持たせたほうが良いという事でこの際、執行理事会、運営委員会も名前が誤解の種であれば、諮問機関としての事業の執行連絡があれば、事業執行連絡委員会とすれば、目的が明確化され、位置も理事会の横に移動し、反対された方の心配している一部の会員が組織を牛耳るという誤解を解消できるのではないかとの助言受けた。

その結果、定款から執行理事会運営委員会が抜けたので、新定款では一条繰り上がり条数が変化した。その後、数回に渡り公益法人協会に指導を仰ぎ、改訂作業部会を開催し、11月の理事会で確認し、2月の理事会で3月中に改訂したい旨確認をし、内閣府に連絡をしたところ、改正年月日を平成28年4月1日改正と改め、変更届を提出するように指導があり、指導に基づき変更届を提出し、4月1日付けで改正施行したことの報告があった。

同時に事業統一の許可の依頼をしていたが、事業統一は平成27年度には許可しない旨の連絡があり、今総会が終了したのち、あらためて内閣府を訪問し事業統一の依頼の面会に行く約束をしている。

念願の事業統一も昨年開催した、JATET セミナー、技術展の成果の評価を得ているようで、事業統一に関する理解のある発言もあり、総会後できるだけ早い時期に内閣府を訪問の予定である。

この協会は、公益法人として内閣府の審査を得て、公益社団法人として許可を得て毎年内閣府に、事業報告、決算報告、予算、計画を提出し、その許可を得て公益活動をしている。依って、優先順位は、内閣府の指導、総会決議、理事会決議の順位になることをご理解していただきたいとの説明があった。

議長から総会の議案は、「定款第15条（権限）第2項では個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外事項は、決議することができない。第17条（招集）第3項では、社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。」と規程されおり、総会議案書の議事次第に書かれている議案以外は、審議の対象にはならない旨の説明があった。

＜第1号議案平成27年度事業報告承認の件＞

議長より、定款第28条理事の（職務） 第5項において会長、副会長、専務理

事、及び業務担当執行理事は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告する。と規程されているが、総会での報告義務をそれぞれに負うという事は、まだ理事会で決定していないので、今回は、例年通り専務理事が業務担当執行理事及び部会長の代理として報告する旨の説明のあと、佐藤専務理事より第1号議案平成27年度事業報告承認の件の報告があった。

下記の質疑の後、議長が挙手により賛否を諮った結果、賛成48名、反対4名で原案通り承認された。

反対者 鈴木伸一会员（委任1）

長谷川祥久理事

伊東邦比古理事

佐藤専務理事より議長に、この定款の内容は理事会で報告しているが反対している理事の理由を確認して欲しいとの発言があった。

以下は反対者の意見

長谷川祥久理事：定款を変更する場合の正しい手続きを取るべきである。定款の中身の問題ではない。総会で同意を得るという手続きが必要ではないか。

伊東邦比古理事：定款の改正施行する前に報告、承認すべきだったのではないか。

佐藤専務理事：8月、11月、2月の理事会で定款1条削られるがそれ以外の内容は何ら変わらない旨の報告をしている。問題提起はされていない。その際に長谷川、伊東理事は先日の理事会でこの報告を承認しているが、その承認を取り消すという事か。

伊東邦比古理事：その通りです。

### 質疑要約

鈴木伸一会员：議案書6ページ、3) 執行理事会運営委員会の項目で定款では執行理事会及び運営委員会と規程されているので修正を求める。

議案書12ページ、6) 新定款についての項目で昨年の総会で承認された定款の内容と、4月1日付けで施行された定款の内容は昨年承認された定款の48条が今回施行された定款からは削除されている。昨年の総会では承認された定款の細かな修正はあり得るとの説明はあったが、今回の修正は1条削除されている内容なので、この修正に関しては理事会の承認を経て、総会にかける必要があるのではないか。改めて総会で承認を得て、施行すべきではないか。

佐藤専務理事：執行理事会、運営委員会に関しては昨年度の理事会で同時開催であることを説明した。

中川副会長：現在議事録に関しても執行理事会、運営委員会と別の項目で議事録を作成し、同時開催しているので執行理事会及び運営委員会とすることは問題ない。

2項目目の定款改定に関して中川定款改定規程改定作業部会委員長から説明があつた。

中川副会長：冒頭、議長からも説明のとおり、内閣府より、執行理事会は法的に規程がないので削除した方がいいとの指導で48条を削除した。

鈴木伸一会员：昨年の総会で承認された内容から変更がある場合は手続き上、改めて定款の定款変更の規程に則り理事会、総会の承認を得るべきではないか。内容の問題ではなく、あくまでも手続き上の問題である。

佐藤専務理事：この定款の内容は内閣府の指導を受けて修正し、その内容で施行した。鈴木氏は内閣府の指導に疑問があるということか。公益法人は内閣府の指導の元に許可を得て運営を行っているので、今回の定款施行に関しては問題ない。今回の修正の内容は理事会においてすでに説明している。手続き上も問題ない。

鈴木伸一会员：定款に記載されている手続きより内閣府の指導が優先するのか。

佐藤専務理事：総会の内容等全て内閣府に提出し、その結果指導を受けているので内閣府の指導が優先する。

鈴木伸一会员：今後、定款に則していない運営をしていることで指導を受けることはないのか。

佐藤専務理事：本年11月に立ち入り検査がある予定であり、その際に指導がある場合は指導を受ける事もある。

鈴木伸一会员：その際は定款を守りなさいという指導はないのか。

佐藤専務理事：今回の内閣府の指導は昨年の総会で鈴木理事の執行理事会、運営委員会の規程を見直すべきであるという意見を取り入れて、48条の条項を削除した。また、手続き上最短での施行をした。

鈴木伸一会员：今回の定款の内容は11月の理事会では議案にされていないので採決していない。

佐藤専務理事：中川定款改定規程改定作業部会委員長が8月に内閣府から指導があり、その修正内容を11月の理事会で報告している。

鈴木伸一会员：報告はされたが11月の理事会では議案にされていない。

佐藤専務理事：採決する必要はない。すでに総会で承認を得ている内容を、指導を受けたという報告だけでよい。その内容を又採決することはできない。

鈴木伸一会员：報告はされたが11月の理事会では議案にされていないという確認をしたい。

佐藤専務理事：報告はしたが、採決はしていない。

鈴木伸一会員：上記の 3) の執行理事会運営委員会の項目と 6) 新定款についての第 1 号議案に対して修正案を提出したい。

崎山征雄理事：手続き上の問題と、定款の修正内容に関して論点がかみ合っていない。必要であれば定款の修正内容を総会で採決すべきではないか。

崎山征雄理事：内閣府の指導が間違っているかどうかの採決をしては？

佐藤専務理事：内閣府の指導が間違っていると、採決した場合は公益社団法人の認可を取り消される可能性がある。

桂川潤次郎会員：公益社団法人は内閣府の指導の基に存在する。指導は法人を存続させるための絶対的条件である。内閣府の指導により定款の変更があり、その内容をもう一度議決することは内閣府の指導に対して疑問をもって是非を問うことになる。指導内容を報告することで、昨年度承認された定款が生きていることになる。修正案を審議することは内閣府の指導に対して疑問を持つ事になるので修正案の審議は必要ない。

崎山征雄理事：同意見である。

長谷川祥久理事：鈴木理事の発言の通り、内閣府から定款の内容の変更の指導があり、変更する内容を施行する前に理事会、社員総会で承認する手続きが必要ではなかつたか。

佐藤専務理事：内閣府からの 4 月 1 日に施行すべきという指導に従っている。この内容は議論すべき内容ではない。評決で賛否を諮るしかないのではないか。議長：冒頭にも述べているがこの定款は平成 28 年 4 月 1 日付けて施行している。内閣府の指導のなかで運営している。

鈴木伸一会員：修正案の採決を求める。

崎山理事：採決すること自体が内閣府の指導に是非を問うことではないか。

桂川会員：この修正案は取り上げる必要がない修正案ではないか。

佐藤専務理事：取り上げられない修正案である。

議長：鈴木会員からの修正案を提出していただいたが、1 号議案の承認の決議をおこなう。

#### ＜第 2 号議案 平成 27 年度収支決算報告承認の件＞

議長の指示に従い、佐藤専務理事より、添付の議案書に基づき、第 2 号議案平成 27 年度収支決算報告が行われた。

監査報告は尾澤監査より添付の「監査報告書」をもってこれにかえる旨の説明がなされた。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果、賛成 52 名の全員で原案通り承認された。

質疑事項なし

## 休憩

### <第3号議案 社員総会運営規則承認の件>

議長の指示に従い、中川副会長より、添付の議案書に基づき、第3号議案社員総会運営規則承認の件の説明がおこなわれた。冒頭、内閣府の指導を受け本年4月1日付けで新定款が改正、施行され、新定款で規程している総会承認事項が数項あり、この総会での承認を得て内閣府に提出予定である。これ以外にも理事会の承認が必要な規程が30種近くあるため、新理事は8月の理事会での承認を目指していただきたいとの説明があった。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果、賛成52名の全員一致で原案通り承認された。

## 質疑概要

伊東邦比古理事より規程の文書で数字が全角、半角、漢字の数字と使用されているが統一整理すべきではないかと意見があり、佐藤専務理事よりこの議案書は時間がない状態で作成したので、他の項目でも同じような事がある事を理解していただきたい。最終的な定款、規程の作成終了後に全て見直して整理するとの答弁があった。

鈴木会員より第26条3項の修正案の採決に関して、本総会での第1号議案の修正案が採決されなかつたのは、本規則が承認される前だったからなのかとの質問があり、佐藤専務理事より本規則が施行する前なので修正案の採決を行わなかつたとの答弁があった。

### <第4号議案 理事の職務権限規程承認の件>

議長の指示に従い、中川副会長より、添付の議案書に基づき、第4号議案理事の職務権限規程承認の件の説明がおこなわれた。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果、賛成52名の全員一致で原案通り承認された。

## 質疑概要

桂川会員より、第14条で規程の改廃は、理事会の決議を経て行うとあるが、社員総会の決議ではないかという質問があり、中川副会長より定款第28条7項より、社員総会の決議事項になっているので間違いで、社員総会の決議によると修正すると答弁があった。

同じく本規程の第13条の理事会の決議によりも、社員総会の決議によりに修正。また、第6条の2行目の前項とするには2行目を2項とすべきという意見

があり、修正することとした。

#### ＜第5号議案 監事規程承認の件＞

議長の指示に従い、中川副会長より、添付の議案書に基づき第5号議案監事規程承認の件の説明がおこなわれた。

第9条5項の理事長を会長に修正、また第20条についてもこの規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うに修正すると説明があった。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果、賛成52名の全員一致で原案通り承認された。

質疑事項なし

#### ＜第6号議案 役員の報酬及び費用に関する規程承認の件＞

議長の指示に従い、中川副会長より、添付の別紙の議案書に基づき、第6号議案役員の報酬及び費用に関する規程承認の件の説明がおこなわれた。

以前承認された本規程を新定款にあわせて条項、文言の整理と、役員の職務にあわせて必要経費の支給が可能になったことと、監事の助言により役員の報酬額を固定から、都度現実に合わせる方式に変更したと説明があった。

規程の附則の項目で施行日を平成28年5月26日からと修正すると説明があった。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果、賛成52名の全員一致で原案通り承認された。

質疑概要

佐藤専務理事より、第3条4項の常勤役員の報酬は別表の通りとするを第4条の報酬等の額の決定があるので、削除すべきではと説明があった。

尾澤監事より、第3条4項を削除しても問題ないと補足説明があった。

桂川会員より、第4条の会長が理事会決議、総会の承認を得てとあるが、会長の文言は必要ないのではないか。

理事会の決議を経て、社員総会で承認するでいいのではないかと意見があった。

#### ＜第7号議案 役員選任規程承認の件＞

議長の指示に従い、中川副会長より、添付の別紙の議案書に基づき、第7号議案役員選任規程承認の件の説明がおこなわれた。

説明の中で内閣府より、この規程は一昨年の総会での役員選出規時に拍手での選出は賛成、反対が不明確であるので、挙手あるいは役員信任投票のいずれかを採用するように指導を受け、昨年の総会で説明した役員選任規程で不明朗だった点や定数の変更等を明記して役員選任規程を改訂した。

この規程が承認されない場合は、次の8号議案からの新役員選出が不可能にな

るとの説明があった。

第13条の施行を平成27年から、平成28年に、第14条の改廃は理事会ではなく社員総会の決議をもって行うに修正説明があった。

佐藤専務理事より追加修正として第10条の代表理事、副会長、専務理事選任の項目から監事を削除すると説明があった。これは、すでに監事として選任されているので、この項目で選任する必要がないため。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果、賛成52名の全員一致で原案通り承認された。

<第8号議案 正会員A 山田 芳久 カヤバシステムマシナリー株式会社  
理事就任承認の件>

<第9号議案 正会員A 大志万 公博 三精テクノロジーズ株式会社  
理事就任承認の件>

<第10号議案正会員A 阿部 茂樹 株式会社東京舞台照明  
理事就任承認の件>

<第11号議案正会員A 西奈美 博 東芝エルティーエンジニアリング株式会社  
理事就任承認の件>

<第12号議案正会員A 小柳 聰 株式会社 JVCケンウッド・アーツ  
理事就任承認の件>

<第13号議案正会員A 崎山 征雄 不二装備工業株式会社  
理事就任承認の件>

<第14号議案正会員A 河瀬 靖憲 パナソニック株式会社エコリューションズ社ラボレイング  
事業部 理事就任承認の件>

<第15号議案正会員A 森 健輔 森平舞台機構株式会社  
理事就任承認の件>

<第16号議案正会員A 西村 岩夫 ヤマハサウンドシステム株式会社  
理事就任承認の件>

<第17号議案正会員B 伊東 正示 株式会社シアターワークショップ  
理事就任承認の件>

<第18号議案正会員C 伊東 邦比古 舞台音響家  
理事就任承認の件>

<第19号議案正会員C 小川 幹雄 日本舞台監督協会理事長  
理事就任承認の件>

<第20号議案正会員C 佐藤 壽晃 照明家/劇場コンサルタント  
理事就任承認の件>

<第21号議案正会員C 鈴木 伸一 鈴音舎/音響システムコーディネーター  
理事就任承認の件>

<第22号議案正会員C 長谷川 祥久 建築設計/香山壽夫建築研究所

理事就任承認の件>

<第23号議案非会員 尾澤 輝行 税理士法人尾澤会計事務所

監事就任承認の件>

<第24号議案正会員C 間瀬 勝一 公務員（小田原市文化部文化政策課）

監事就任承認の件>

議長の指示に従い、桂川選挙管理委員長より、小口純一氏、兒玉謙一郎氏の2名の選挙管理委員の紹介があり、理事、監事の立候補者、及び選挙方法の説明があった。出席者23名及び、代理出席者2名、委任2名の人数を確認して投票用紙が配布され、投票が行われた。

会場投票と議決権行使の投票をあわせて、選挙管理委員の開票作業が行われた。

開票終了まで休憩

開票結果（別紙参照）により第8号議案から第24号議案が承認された。

<第8号議案	正会員A	山田 芳久	51票獲得にて当選>
<第9号議案	正会員A	大志万 公博	51票獲得にて当選>
<第10号議案	正会員A	阿部 茂樹	47票獲得にて当選>
<第11号議案	正会員A	西奈美 博	51票獲得にて当選>
<第12号議案	正会員A	小柳 聰	51票獲得にて当選>
<第13号議案	正会員A	崎山 征雄	45票獲得にて当選>
<第14号議案	正会員A	河瀬 靖憲	50票獲得にて当選>
<第15号議案	正会員A	森 健輔	52票獲得にて当選>
<第16号議案	正会員A	西村 岩夫	51票獲得にて当選>
<第17号議案	正会員B	伊東 正示	48票獲得にて当選>
<第18号議案	正会員C	伊東 邦比古	45票獲得にて当選>
<第19号議案	正会員C	小川 幹雄	49票獲得にて当選>
<第20号議案	正会員C	佐藤 壽晃	46票獲得にて当選>
<第21号議案	正会員C	鈴木 伸一	40票獲得にて当選>
<第22号議案	正会員C	長谷川 祥久	45票獲得にて当選>
<第23号議案	非会員	尾澤 輝行	48票獲得にて当選>
<第24号議案	正会員C	間瀬 勝一	51票獲得にて当選>

## 6) 報告事項

<第1号報告 平成28年度事業計画の報告の件>

議長の指示に従い、佐藤専務理事より、添付の別紙の議案書に基づき、第1号報告平成28年度事業計画の報告の説明がおこなわれた。

質疑事項なし

<第2号報告 平成28年度収支予算の報告の件>

議長の指示に従い、佐藤専務理事より、添付の別紙の議案書に基づき、第2号報告平成28年度収支予算の報告の件の説明がおこなわれた

質疑事項なし

7) 会長挨拶

閉会に際し会長から以下の挨拶があった。

総会の冒頭、定款についての活発な質問、意見があった。公益社団法人になって、定款の改訂、不備だった規程の管理も行っている。定款の改訂が終了して終わりではなく、不備な点があればこれからも改訂が必要である。疑問点があれば声を上げていただき、会員の皆さんのお不安のないよう、協会運営にしたい。また、事業統一も本協会の悲願の一つである。当初設定した事業では運営が難しいこともあり、内閣府とも協議を続けながら運営しやすい事業統一にしたい。今後とも、皆様のご協力をお願いします。

8) 閉会

17時42分佐藤専務理事が閉会を宣言し終了した。

平成28年5月26日

上記議事録を明確にするため、議長（代表理事）、監事及び議事録署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出技術協会  
平成28年度通常総会

署名（自署）

印（実印）

議長（代表理事）  
森 健輔

森 健輔



監事  
尾澤 輝行

尾澤 輝行



監事  
間瀬 勝一

間瀬 勝一



署名人  
山田 芳久

山田 芳久



署名人  
加藤 憲治

加藤 憲治

